

令和7年度

緑の募金

ご協力を
お願いします。

募金期間

<春季>

4月1日～5月31日

<秋季>

9月1日～10月31日

後援／千葉県・千葉県市長会・千葉県町村会

脱炭素社会や持続可能な地球環境をめざす取組に、大きな関心が寄せられるなか、みどりづくりは、その中心となる活動のひとつに位置づけられています。

緑の募金は、みどりの重要性を深く理解される県民の皆様から、たくさんのご支援、ご協力を得て、各種緑化事業や森林の再生・整備、次世代に向けた学習事業などに役立てられています（写真参照）。

SDGsの達成や、カーボンニュートラルの実現にも貢献する取組を進めるため、令和7年度も緑の募金に、あたたかいご協力をお願いいたします。

緑の募金は様々な活動に活かされ、
SDGs(持続可能な開発目標)の達成にも大きく貢献します。
また、自然災害被災地の森林整備や緑化活動
(能登半島地震被災地復旧支援等)にも取り組みます。



ちばSDGs
ちばSDGsパートナー716号

SDGsとは

2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です。

国土緑化運動ポスター 原画コンクール

子ども達の心の中にみどりを！
363の小中学校から6,585作品の応募



委員会理事長賞及び全国コンクール
国土緑化推進機構理事長賞受賞作品
作／馬場 弥月さん（中2・千葉県在住）

森林環境学習



小学校の校外学習支援(袖ケ浦市)



森づくりの支援、緑の担い手育成



緑の募金の森(海岸林)の造成
(旭市)



第44回緑の少年団交流集会
(大多喜町)



緑の情報発信、研修会等の開催、自然に親しむ活動



広報誌グリーンえっせんすの発行等



みどりの教室(袖ケ浦市)



ときがね湖自然観察会(東金市)



公益社団法人 千葉県緑化推進委員会

〒299-0265 千葉県袖ケ浦市長浦拓2号580-148

TEL.0438-60-1521 FAX.0438-60-1522

URL <https://c-green.or.jp>

この他にも、各県から募金の一部を中央団体に寄せ、国際緑化や災害被災地域の緑化支援などにも役立てられています。緑の募金について、当委員会ホームページでも詳しく紹介しております。



県民の皆様へ

～ご協力有難うございました～

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき実施しました令和6年度緑の募金運動は県民の皆様をはじめ団体、企業等各方面からの温かいご理解とご協力をいただき、多くの浄財が寄せられました。

お寄せいただいた募金は、県民の皆様身近な環境緑化やみどりの保全、ボランティアによる森林整備の支援、次代を担う子供たちにみどりの大切さを伝える活動など、みどりづくりの大きな原動力となりました。

1. 令和6年度の緑の募金額

26,900,057円

(令和7年1月31日現在)



募金実績内訳等

家庭募金	1,374万円	51%
学校募金	520万円	19%
職場募金	305万円	11%
企業募金	422万円	16%
街頭募金	27万円	1%
その他	42万円	2%
計	2,690万円	

2. 令和6年度の緑の募金使途

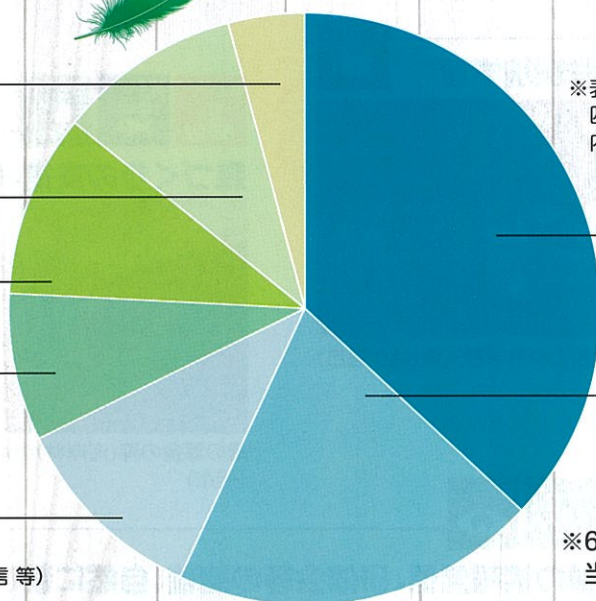
全国交付金
4%
(国際緑化協力、公募事業 等)

募金事務経費
10%

募金用具等運動推進費
10%

森林・里山整備等推進事業
8%
(緑の募金の森の造成、
森林ボランティア活動の支援 等)

緑化等推進整備事業
11%
(緑化キャンペーンの実施、緑化情報発信 等)



※表やグラフの割合(%)については、
四捨五入をしているため、
内訳の合計が100%にならない場合があります。

市町村交付事業(54市町村)
37%

青少年等育成指導推進事業
20%
(緑の少年団の育成、緑化ポスターコンクール、
緑の教室の開催、森と緑に親しむ活動支援事業 等)

※6月の定時総会後、緑の募金決算を
当委員会ホームページ上に掲載いたします。

緑の募金がキャッシュレスでも！

ソフトバンクのご協力により、スマホやパソコンから簡単に寄付ができる「つながる募金」の利用を開始しました。つながる募金では、以下の方法で寄付ができます。

- ◆携帯電話の利用料金と一緒に寄付(ソフトバンクユーザー限定)
- ◆ソフトバンクポイントで寄付(ソフトバンクスマホをご利用の方限定)
- ◆クレジットカードで寄付(どなたでも可能)

詳細はこちらから



 **つながる募金**

<https://c-green.or.jp/6386/>

寄付金に税制上の 優遇措置があります

緑の募金を含む当委員会へのご寄付は法人税、所得税、個人住民税(県民税・市町村住民税)における優遇措置を受けられます。
(市町村民税は各市町村の条例の指定により適否が異なります)
詳しくはお問い合わせください。